

## 地方独立行政法人三重県立総合医療センター寄附金等取扱規程

平成28年11月22日

規程第 59 号

### (趣旨)

第1条 この規定は、地方独立行政法人三重県立総合医療センター（以下「法人」という。）における寄附金、施設設備その他の財物の寄贈等（以下「寄附金等」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 寄附金とは、寄附者が法人定款第17条に定める業務（以下「法人の業務」という。）に資する目的で法人に寄附する現金又は有価証券をいう。
- (2) 施設設備その他の財物の寄贈とは、寄附者が法人の業務に資する目的で法人に寄附する財産をいう。
- (3) 奨学寄附金とは、第1号に定める寄附金のうち、研究の奨励を主たる目的として、組織及び研究内容を指定した寄附金をいう。

### (受入れの制限)

第3条 寄附金等を受入れようとする場合において、次の各号に該当するものは、これを受入れることができない。

- (1) 法人の業務と認められない寄附金等
  - (2) 特定職員の利用を条件とした寄附金等
  - (3) 当法人に不利益や負担を伴う次の条件が付されている寄附金等
    - ア 寄附金等により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること。
    - イ 寄附金等による研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他これらに準ずる権利を寄附者に譲渡し、又は使用させること。
    - ウ 寄附金等による研究の成果を寄附者に報告すること。
    - エ 寄附金等の使用について、寄附者が会計検査を行うこと。
    - オ 寄附申込後、寄附者の意思により寄附金等の全部又は一部を取り消すことができること。
    - カ その他理事長が特に法人の業務に支障があると認める条件
- 2 前項に掲げるもののほか、寄附金等の受入れによって法人に大きな財政負担を伴うものは受け入れることができない。

(申出の受理)

第4条 理事長は、寄附申出書(様式第1号)により、寄附の申出を受けるものとする。

(受入れの決定)

第5条 寄附金等の受入れの決定は、理事長が行うものとする。

ただし、奨学寄附金の受入れの決定にあたっては、あらかじめ奨学寄附金受入審査会の議を経ることとし、人を対象とする医学研究に対する寄附金の受入れの場合にあつては、加えて倫理委員会の承認を得るものとする。

2 奨学寄附金受入審査会に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

3 理事長は、第1項の受入れを決定した時は、理事会へ報告するものとする。

(受入れの承諾・辞退)

第6条 前条に定める決定の結果、寄附の受入れを承諾又は辞退する場合は、寄附者に対し寄附受入承諾書(様式第2号)又は寄附受入辞退書(様式第3号)を送付するものとする。

(寄附の受領)

第7条 理事長は、前条の受入れの承諾に基づき、寄附金等を受領したときは、寄附者に対し寄附受領書(様式第4号)を送付するものとする。

2 事務局長は、寄附受入台帳(様式第5号)を備え、寄附金等を受領した場合には速やかに記録するものとする。

3 前項に規定する寄附受入台帳には、寄附申出書に記載された事項、寄附の用途その他必要と認められる事項を記録するものとする。

(寄附の使用)

第8条 寄附金等は、寄附の目的に従い適切に使用しなければならない。

2 寄附金を使用する場合については、原則として歳入歳出予算に計上することとし、入出金の明細、残高等については補助簿により別に管理する。

(情報公開)

第9条 寄附金等に関して、次に掲げる各号の情報については、法人のホームページで、その情報を公開する。

ただし、寄附金等(奨学寄附金を除く)について、情報公開を希望しないとの申出があつた場合は、非公開とすることができる。

(1) 寄附者

(2) 寄附目的

(3) 寄附内容

(4) その他必要と認める事項

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、寄附金等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

(施行期日)

この規程は、平成28年11月22日から施行する。